

責任ある素材生産事業体認証制度協賛金取扱  
細則

(趣旨)

第 1 条 本細則は、責任ある素材生産事業体  
認証制度規程（以下、規程という）第 24 条  
に定める協賛金の取り扱いに関し、必要な事  
項を定める。

(手続き)

第 2 条 認証制度の趣旨に賛同し、協賛金を  
提供しようとする企業団体は、協賛金申出書  
（別紙様式 1）を委員会に提出するとともに、  
協賛金を委員会の口座に振り込むものとする。  
2 委員会は、協賛金受領を確認の後、速や  
かに領収書を発行するものとする。

(特典)

第 3 条 協賛金を提供した企業団体（以下、  
協賛者という）への特典は、協賛金の金額に  
応じて別掲表 1 の通りとする。

2 特典の有効期間は、第 2 条第 2 項の領収  
書の発行日から 2 年間とする。

(改正)

第 5 条 本細則の改正は委員会が行う。

附則

1 本細則は、平成 24 年 1 月 23 日から施行  
する。

様式 1 協賛金申出書

表 1 特典

特典	協賛金額		
	1 万円以上 5 万円未満	5 万円以上 10 万円未満	10 万円以上
認証制度ウェブページの協賛者 一覧に企業団体名を掲載する。	○	○	○
認証制度パンフレット、認証制 度ウェブページ、認証授与式資 料等に協賛者のロゴマーク等を 掲示する。	×	○	○
認証制度ロゴマークを協賛者ウ ェブページ、会社案内等に掲載 することを認める。 ※ただし、ロゴマークの使用に当た っては、認証制度を支援している旨 の表記を合わせて掲載するものと し、かつロゴマーク使用細則第 8 条 の事項を遵守するものとする。	×	×	○